

令和元年11月の主な動き、取組

(1) 雇用失業情勢への対応（令和元年9月内容）

有効求人数	41,257人	対前年同月比 2.1%増（2か月ぶりの増加）
有効求職者数	30,963人	対前年同月比 0.2%増（21か月ぶりの増加）
有効求人倍率	1.36倍	対前月比 同水準

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

(2) ハローワークのサービスが充実します

仕事をお探しの皆さま、人材採用をご検討されている企業・団体の皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、ハローワークインターネットサービス上に「マイページ」を開設できるようになるなど、令和2年1月6日から、ハローワークのサービスの充実を図ります。

(3) 「介護就職デイ」に各地で就職面接会等を開催

福祉・介護分野の人材確保の取組として、11月11日の「介護の日」及びその前後二週間（11月4～17日）の福祉人材確保重点実施期間を中心に「介護就職デイ」として県内各ハローワークにおいて、就職面接会等を開催します。

(4) 令和2年3月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況

（令和元年9月末現在）

○ 求人数	5,970人	対前年同月から 1.6%（97人）減※1
○ 求職者数	4,036人	同 2.2%（89人）減※2
○ 求人倍率	1.48倍	同 0.01ポイント上昇※3
○ 就職内定者数	2,494人	同 6.0%（142人）増※4
○ 就職内定率	61.8%	同 4.8ポイント上昇

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

- ・ ハローワーク、学校関係機関と連携しひとりでも多くの生徒が就職できるよう、引き続き支援を行います。

(5) 11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

厚生労働省では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します。

これに合わせ、鹿児島労働局では、使用者団体等への協力要請、長時間労働が疑われる事業場等への重点的な立入調査、長時間労働削減に向けて積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への職場訪問等を行います。

(6) 建設業の労働災害を防止するため「建築現場安全パトロール」及び「年末年始建設業一斉集中立入調査」を実施します

鹿児島労働局では、鹿児島県内の建設業の労働災害防止の取組を一層強化するため、令和元年 11 月 21 日(木)に関係団体と協力し合同で実施される「建築現場安全パトロール」に参画します。

また、令和元年 12 月 1 日(日)から令和 2 年 1 月 31 日(金)までを「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけ、管内の 5 つの労働基準監督署において、建設現場に対し一斉集中立入調査を実施します。

(7) 働き方改革への対応状況について、アンケート結果をとりまとめました（～同一労働同一賃金への対応～）

(1) 9月の有効求人倍率は1.36倍で、前月と同水準となる

鹿児島県の9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月と同水準となりました。

新規求人倍率(同)は1.99倍となり、前月と同水準となりました。

正社員有効求人倍率(原数値)は1.02倍となり、前年同月(0.96倍)を0.06ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、8.9%増と2か月ぶりに増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(11.6%増)は3か月ぶりの増加、製造業(0.7%増)は5か月ぶりの増加、運輸業、郵便業(2.9%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(10.2%増)は2か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(14.8%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(8.9%増)は12か月連続の増加、その他のサービス業(9.2%増)は5か月ぶりの増加となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ4.9%増と2か月ぶりの増加となりました。

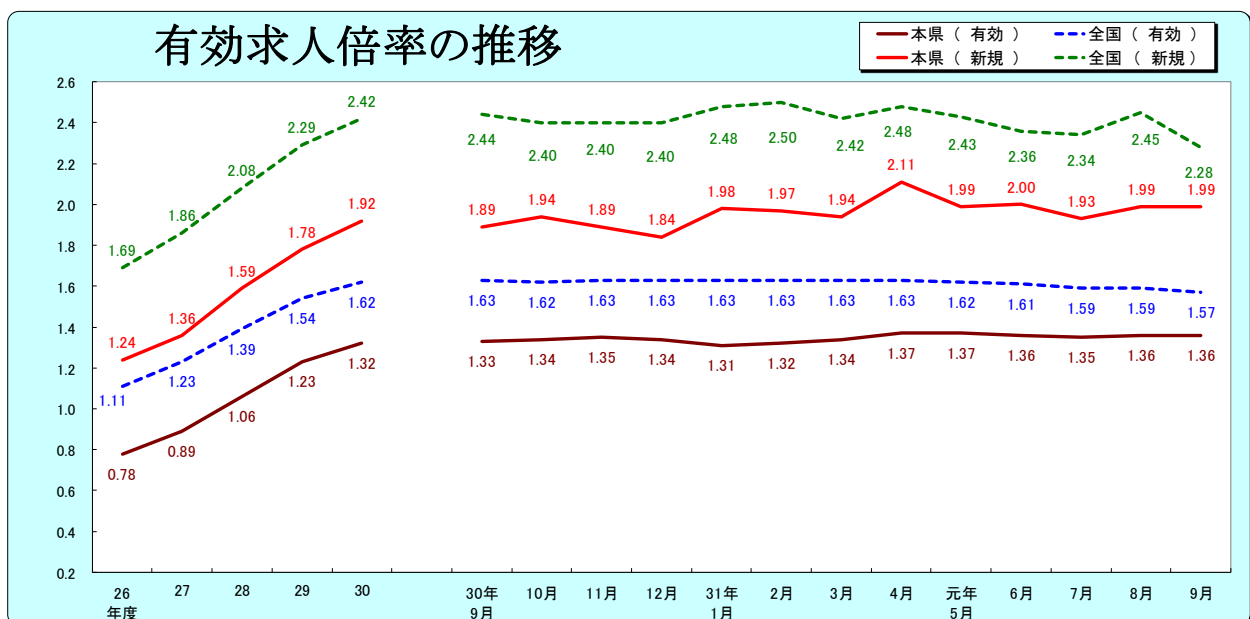
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(1.5%減)は2か月連続の減少、離職求職者(7.9%増)は2か月ぶりの増加、無業求職者(2.0%増)は7か月ぶりの増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(2.6%減)は8か月連続の減少、自己都合離職者(10.6%増)は2か月ぶりの増加となりました。

政府の9月の月例経済報告では、個人消費、設備投資、輸出、生産、企業収益、雇用情勢、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が41か月連続で1倍台となり、全体としては引き続き改善しているものの、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

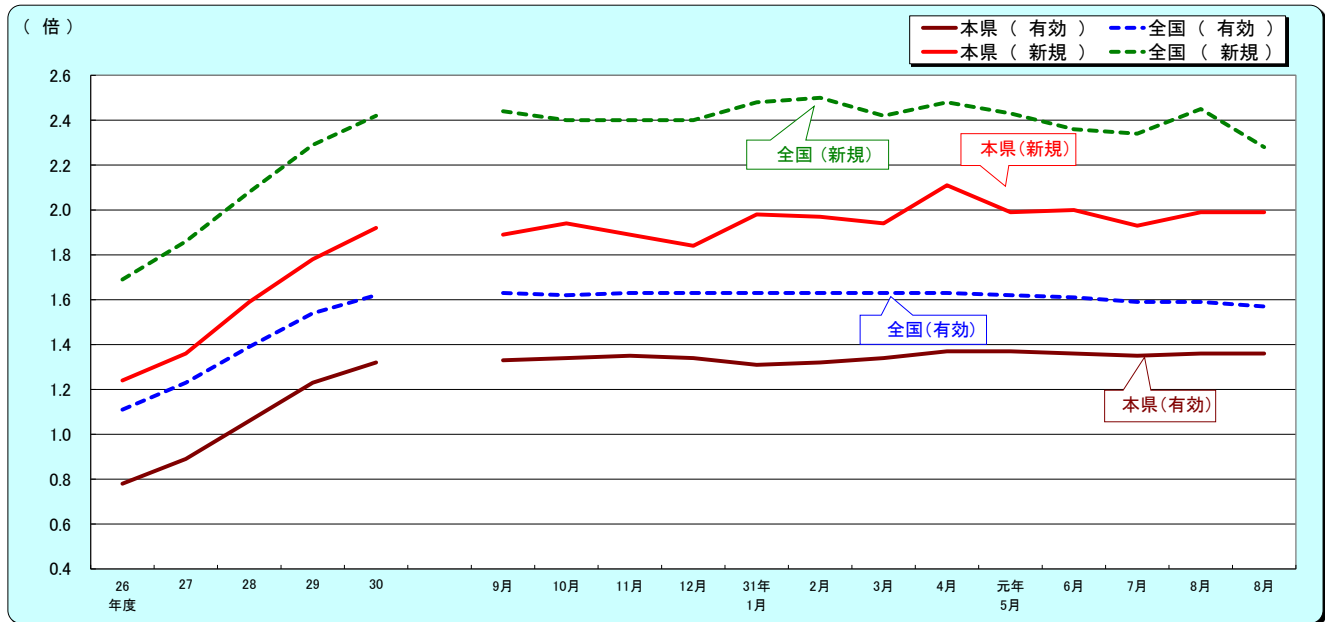


最近の雇用失業情勢 (令和元年9月分)

概況

- ・鹿児島県の9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月と同水準となった。
- ・なお、全国の9月の有効求人倍率(季節調整値)は1.57倍となり、前月より0.02ポイント下回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



*30年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

9月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.9%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

9月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(11.6%増)は3ヶ月ぶりの増加、【製造業】(0.7%増)は5ヶ月ぶりの増加、【運輸業、郵便業】(2.9%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(10.2%増)は2ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(14.8%増)は2ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(8.9%増)は12ヶ月連続の増加、【サービス業】(9.2%増)は5ヶ月ぶりの増加となった。

9月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.1%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

新産業分類	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			6月		7月		8月		9月	
新規求人数	15,055	(2.5)	14,335	(2.2)	15,272	(2.1)	14,165	(▲ 6.7)	14,374	(8.9)
D 建設業	1,223	(1.1)	1,384	(4.8)	1,170	(▲ 3.4)	1,248	(▲ 1.2)	1,386	(11.6)
E 製造業	1,418	(▲ 3.8)	1,163	(▲ 12.5)	1,282	(▲ 17.8)	1,438	(▲ 9.3)	1,214	(0.7)
H 運輸業、郵便業	634	(▲ 1.5)	750	(25.0)	574	(26.7)	595	(▲ 18.9)	595	(2.9)
I 卸売業、小売業	2,292	(1.5)	1,949	(▲ 1.2)	2,901	(24.2)	1,768	(▲ 31.2)	2,063	(10.2)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,166	(▲ 3.7)	1,062	(▲ 1.5)	1,071	(▲ 22.3)	1,171	(3.2)	1,168	(14.8)
P 医療、福祉	4,253	(8.0)	4,411	(9.9)	4,495	(6.5)	4,363	(8.1)	4,190	(8.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,691	(6.7)	1,498	(▲ 6.4)	1,600	(▲ 3.2)	1,502	(▲ 2.8)	1,537	(9.2)
有効求人数	41,923	(3.3)	40,872	(1.2)	40,976	(1.3)	40,727	(▲ 1.1)	41,257	(2.1)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

9月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.9%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(1.5%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(7.9%増)は2ヶ月ぶりの増加、無業求職者(2.0%増)は7ヶ月ぶりの増加となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(2.6%減)は8ヶ月連続の減少となった。

自己都合離職者(10.6%増)は2か月ぶりの増加となった。

9月の受給資格決定件数(2.5%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(2.9%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

9月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ0.2%増と21ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			6月		7月		8月		9月	
新規求職者数	7,856	(▲ 4.7)	7,243	(▲ 4.2)	7,223	(2.2)	6,827	(▲ 10.9)	7,363	(4.9)
44歳以下	4,234	(▲ 9.1)	3,860	(▲ 6.1)	3,793	(0.1)	3,630	(▲ 16.8)	4,000	(2.4)
※うち34歳以下	2,570	(▲ 11.4)	2,275	(▲ 9.9)	2,336	(▲ 0.6)	2,200	(▲ 17.2)	2,405	(2.4)
45歳以上	3,622	(1.0)	3,383	(▲ 1.9)	3,430	(4.6)	3,197	(▲ 3.1)	3,363	(7.9)
うち55歳以上	2,212	(3.0)	2,151	(2.1)	2,157	(6.6)	1,887	(▲ 1.4)	2,022	(10.5)
うち65歳以上	806	(16.1)	787	(4.7)	795	(3.7)	671	(5.2)	750	(19.8)
雇用保険受給 資格決定件数	2,029	(▲ 0.4)	1,836	(▲ 6.3)	1,868	(6.1)	1,677	(▲ 11.8)	1,827	(2.5)
有効求職者数	31,686	(▲ 4.1)	32,390	(▲ 2.8)	31,157	(▲ 1.3)	30,610	(▲ 2.6)	30,963	(0.2)
44歳以下	15,917	(▲ 8.2)	15,672	(▲ 5.7)	15,264	(▲ 3.5)	15,007	(▲ 5.8)	15,223	(▲ 2.9)
※うち34歳以下	9,652	(▲ 9.9)	9,451	(▲ 7.3)	9,263	(▲ 4.2)	9,094	(▲ 6.4)	9,209	(▲ 3.2)
45歳以上	15,770	(0.3)	16,718	(0.03)	15,893	(1.0)	15,603	(0.6)	15,740	(3.3)
うち55歳以上	10,004	(1.9)	11,094	(2.8)	10,435	(4.2)	10,099	(2.9)	10,103	(5.6)
うち65歳以上	3,246	(19.7)	3,992	(6.7)	3,367	(5.2)	3,173	(5.7)	3,211	(11.2)
雇用保険受給者 実人員	6,189	(▲ 0.2)	6,296	(1.6)	6,842	(1.5)	6,832	(▲ 0.4)	6,708	(2.9)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			6月		7月		8月		9月	
新規常用求職者	7,791	(▲ 4.8)	7,048	(▲ 4.8)	7,100	(2.3)	6,757	(▲ 11.0)	7,325	(4.6)
在職求職者	2,203	(▲ 7.6)	1,938	(▲ 0.7)	1,895	(0.8)	1,904	(▲ 15.0)	1,937	(▲ 1.5)
離職求職者	4,784	(▲ 2.1)	4,410	(▲ 5.6)	4,551	(4.3)	4,160	(▲ 8.6)	4,607	(7.9)
うち事業主都合	1,069	(▲ 2.3)	877	(▲ 9.8)	887	(▲ 7.8)	744	(▲ 17.8)	774	(▲ 2.6)
うち自己都合	3,440	(▲ 2.9)	3,284	(▲ 4.6)	3,421	(8.2)	3,190	(▲ 6.3)	3,585	(10.6)
無業求職者	804	(▲ 11.7)	700	(▲ 10.5)	654	(▲ 6.0)	693	(▲ 13.3)	781	(2.0)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

9月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ0.4%増と7ヶ月ぶりの増加となった。

() 内前年同月比(%)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			6月		7月		8月		9月	
就職件数	3,277	(▲ 2.9)	3,190	(▲ 5.3)	2,978	(▲ 1.6)	2,497	(▲ 13.5)	3,018	(0.4)
44歳以下	1,827	(▲ 6.9)	1,744	(▲ 8.8)	1,607	(▲ 6.4)	1,358	(▲ 16.7)	1,627	(▲ 5.1)
※うち34歳以下	988	(▲ 8.8)	944	(▲ 11.5)	884	(▲ 5.5)	715	(▲ 21.1)	892	(▲ 3.3)
45歳以上	1,450	(2.6)	1,446	(▲ 0.7)	1,371	(4.6)	1,139	(▲ 9.3)	1,391	(7.7)
うち55歳以上	776	(5.9)	766	(▲ 1.4)	771	(9.2)	592	(▲ 5.9)	743	(5.5)
うち65歳以上	191	(28.9)	214	(21.6)	179	(8.5)	154	(▲ 0.6)	199	(19.2)
雇用保険受給者	829	(▲ 0.4)	916	(1.9)	826	(▲ 3.1)	726	(▲ 6.9)	856	(7.8)

5. 完全失業率(全国)

	28年平均	29年平均	30年平均	31年4月	元年5月	6月	7月	8月	9月
完全失業率 (%)	3.1	2.8	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2	2.2	
完全失業者数 (万人)	208	190	166	176	165	162	156	157	

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%,その他はポイント)

	平成30年度 (月平均)		令和元年							
			6月		7月		8月		9月	
正社員新規求人倍率	1.30	(0.13)	1.51	(0.18)	1.43	(▲ 0.01)	1.51	(0.20)	1.47	(0.09)
正社員新規求人数	6,392	(3.9)	6,748	(8.9)	6,497	(1.6)	6,569	(1.6)	6,679	(10.9)
全新規求人における 構成比	42.5%	(0.6)	47.1%	(3.0)	42.5%	(▲ 0.3)	46.4%	(3.8)	46.5%	(0.9)
新規常用フルタイム 求職者数	4,909	(▲ 6.9)	4,462	(▲ 4.2)	4,541	(2.0)	4,354	(▲ 12.0)	4,532	(3.6)
全新規求職者における 構成比	62.5%	(▲ 1.4)	61.6%	(0.0)	62.9%	(▲ 0.1)	63.8%	(▲ 0.8)	61.6%	(▲ 0.7)
正社員有効求人倍率	0.95	(0.10)	1.00	(0.10)	1.01	(0.07)	1.02	(0.07)	1.02	(0.06)
全 国	1.13	(0.10)	1.10	(0.02)	1.12	(0.01)	1.13	(0.00)	1.14	(▲ 0.01)
正社員有効求人数	18,080	(5.1)	18,823	(6.7)	18,731	(5.3)	18,791	(4.3)	18,877	(5.8)
全有効求人における 構成比	43.1%	(0.7)	46.1%	(2.4)	45.7%	(1.7)	46.1%	(2.4)	45.8%	(1.6)
有効常用フルタイム 求職者数	19,041	(▲ 6.4)	18,912	(▲ 3.5)	18,518	(▲ 1.9)	18,350	(▲ 3.2)	18,423	(▲ 1.3)
全求職者における 構成比	60.1%	(▲ 1.5)	58.4%	(▲ 0.4)	59.4%	(▲ 0.4)	59.9%	(▲ 0.4)	59.5%	(▲ 0.9)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和元年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島 地 域	有効求職	12,467	12,487	12,296	11,914	11,577	11,627						72,368
	有効求人	18,412	16,909	17,115	17,507	17,528	17,733						105,204
	求人倍率	1.48	1.35	1.39	1.47	1.51	1.53						1.45
北薩地域	有効求職	4,327	4,212	4,036	3,928	3,853	3,871						24,227
	有効求人	5,498	5,347	5,314	5,343	5,138	5,248						31,888
	求人倍率	1.27	1.27	1.32	1.36	1.33	1.36						1.32
川内	有効求職	2,255	2,197	2,099	1,987	1,926	1,936						12,400
	有効求人	2,518	2,522	2,494	2,487	2,333	2,392						14,746
	求人倍率	1.12	1.15	1.19	1.25	1.21	1.24						1.19
出水	有効求職	1,584	1,550	1,506	1,510	1,499	1,509						9,158
	有効求人	2,251	2,103	2,102	2,136	2,118	2,164						12,874
	求人倍率	1.42	1.36	1.40	1.41	1.41	1.43						1.41
宮之城	有効求職	488	465	431	431	428	426						2,669
	有効求人	729	722	718	720	687	692						4,268
	求人倍率	1.49	1.55	1.67	1.67	1.61	1.62						1.60
大隅地域	有効求職	4,559	4,474	4,367	4,109	4,047	4,067						25,623
	有効求人	5,622	5,512	5,492	5,557	5,536	5,714						33,433
	求人倍率	1.23	1.23	1.26	1.35	1.37	1.40						1.30
鹿屋	有効求職	2,898	2,858	2,820	2,776	2,739	2,766						16,857
	有効求人	3,686	3,594	3,636	3,729	3,696	3,840						22,181
	求人倍率	1.27	1.26	1.29	1.34	1.35	1.39						1.32
大隅	有効求職	1,661	1,616	1,547	1,333	1,308	1,301						8,766
	有効求人	1,936	1,918	1,856	1,828	1,840	1,874						11,252
	求人倍率	1.17	1.19	1.20	1.37	1.41	1.44						1.28
南薩地域	有効求職	4,226	4,232	4,136	3,987	3,983	4,066						24,630
	有効求人	4,765	4,561	4,659	4,587	4,772	4,733						28,077
	求人倍率	1.13	1.08	1.13	1.15	1.20	1.16						1.14
加世田	有効求職	1,522	1,539	1,507	1,464	1,463	1,470						8,965
	有効求人	1,649	1,568	1,645	1,602	1,569	1,530						9,563
	求人倍率	1.08	1.02	1.09	1.09	1.07	1.04						1.07
伊集院	有効求職	1,705	1,705	1,665	1,593	1,593	1,632						9,893
	有効求人	1,810	1,797	1,792	1,805	1,935	1,935						11,074
	求人倍率	1.06	1.05	1.08	1.13	1.21	1.19						1.12
指宿	有効求職	999	988	964	930	927	964						5,772
	有効求人	1,306	1,196	1,222	1,180	1,268	1,268						7,440
	求人倍率	1.31	1.21	1.27	1.27	1.37	1.32						1.29
始良地域	有効求職	5,342	5,147	5,086	4,915	4,942	5,052						30,484
	有効求人	6,299	5,982	5,884	5,689	5,503	5,518						34,875
	求人倍率	1.18	1.16	1.16	1.16	1.11	1.09						1.14
国分	有効求職	4,541	4,341	4,288	4,155	4,181	4,279						25,785
	有効求人	5,525	5,165	5,078	4,904	4,706	4,771						30,149
	求人倍率	1.22	1.19	1.18	1.18	1.13	1.11						1.17
大口	有効求職	801	806	798	760	761	773						4,699
	有効求人	774	817	806	785	797	747						4,726
	求人倍率	0.97	1.01	1.01	1.03	1.05	0.97						1.01
熊毛地域	有効求職	650	649	706	591	572	601						3,769
	有効求人	758	732	666	639	644	654						4,093
	求人倍率	1.17	1.13	0.94	1.08	1.13	1.09						1.09
奄美地域	有効求職	1,968	1,834	1,763	1,713	1,636	1,679						10,593
	有効求人	2,003	1,772	1,742	1,654	1,606	1,657						10,434
	求人倍率	1.02	0.97	0.99	0.97	0.98	0.99						0.98
県 計	有効求職	33,539	33,035	32,390	31,157	30,610	30,963						191,694
	有効求人	43,357	40,815	40,872	40,976	40,727	41,257						248,004
	求人倍率	1.29	1.24	1.26	1.32	1.33	1.33						1.29

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島
始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城
熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅
奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

(2) ハローワークのサービスが充実します

仕事をお探しの皆さま、人材採用をご検討されている企業・団体の皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、令和2年1月6日（月）から、ハローワークのサービスの充実を図りますのでご活用ください。

- ① ハローワークの求人情報を検索閲覧できる「ハローワークインターネットサービス」のウェブサイトが「スマートフォン」や「タブレット」にも対応
- ② ハローワークインターネットサービス上に「マイページ」を開設できるようにし、求職者の方がマイページを開設することで、お気に入りの求人や求人検索条件を保存したり、求人者マイページから、オンライン求人申し込みやハローワークへの採否連絡などが可能。
- ③ 求人票が一新し、掲載量が増加

（鹿児島労働局 職業安定部 職業安定課）

2020年1月6日から、

スマートフォン対応、マイページ開設、求人情報の充実など

ハローワークのサービスが充実します！

厚生労働省は、仕事をお探しの皆さま、人材採用をご検討されている企業・団体などの皆さまが、ハローワークのサービスを快適にご利用いただけるよう、ハローワークのサービスの充実を図ります。

変更その1

ハローワークインターネットサービスをリニューアルします。



ハローワークの求人情報を検索、閲覧できる「ハローワークインターネットサービス」のウェブサイトが「スマートフォン」や「タブレット」にも対応！
それぞれの端末の画面に最適化されるため、いつでも、どこでも、快適に閲覧できます。

変更その2



ハローワークインターネットサービス上に「マイページ」を開設できるようになります。

「求職者マイページ」では、お気に入りの求人や求人検索条件の保存が可能に！
「求人者マイページ」では、オンライン求人申込みやハローワークへの採否連絡などのサービスがご利用になれます。

変更その3

「充実した求人情報」と「マッチング支援」。



求人票が一新！掲載情報量を増すことで、仕事をお探しの方が希望する企業・団体などの情報を、もっと深く知ることができるようになります。そして、豊富な情報を元に、充実した職業相談・紹介を行い、適格なマッチングを支援します。

詳細は、厚生労働省ホームページを検索！

厚生労働省



検索



(3) 「介護就職デイ」に各地で就職面接会等を開催します

雇用情勢の改善により、求人が増加する一方で求職者が減少しており、従前より求人倍率が高く人手不足対策の重点分野である福祉・介護分野においても、人手不足がますます深刻化しています。

福祉・介護分野が魅力ある職業として、若い世代からも就職を希望されるよう、業界の現状や取組などを周知する必要があります。

厚生労働省では、平成 20 年度から、「11 月 11 日」を「介護の日」と定めるとともに、「介護の日」を中心に、その前後二週間（11 月 4～17 日）を福祉人材確保重点実施期間とし、関係団体等が連携して啓発活動等を実施しています。

鹿児島県内のハローワークでは、「介護就職デイ」として、下表の就職面接会や就職相談を実施しますので、福祉の仕事に興味のある方は、この機会に是非ご参加ください。

開 催 日 時	開 催 場 所 等	実 施 内 容
11 月 6 日（水） 9:30～12:00	ハローワーク大隅（曾於市大隅町岩川 5575-1） お問合せ 099-482-1265	就職相談
11 月 7 日（木） 10:30～15:00	ハローワーク川内（薩摩川内市若葉町 4-24） お問合せ 0996-22-8609	就職相談
11 月 7 日（木） 10:00～15:00	ハローワーク鹿屋（鹿屋市北田町 3-3-11） お問合せ 0994-42-4135	就職相談
11 月 12 日（火） 14:00～16:00	ハローワーク名瀬（奄美市名瀬長浜町 1-1） お問合せ 0997-52-4611	就職相談
11 月 13 日（水） 10:00～15:00	ハローワーク国分（霧島市国分中央 1-4-35） お問合せ 0995-45-5311	就職相談
11 月 13 日（水） ～14 日（木） 13:00～16:30	国分シビックセンター（霧島市国分中央 3-45-1） お問合せ 0995-45-5311	合同説明会

11月15日（金） 13:00～16:30	始良市文化会館 加音ホール（始良市加治木町木田 5348-185） お問合せ 0995-45-5311	合同説明会
11月18日（月） 10:30～15:00	ハローワーク伊集院（日置市伊集院町大田 825-3） お問合せ 099-273-3161	就職相談
11月19日（火） 13:30～16:00	鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎 1-8-10） お問合せ 099-250-6065	就職面接会
11月20日（水） 13:30～15:30	ハローワークかごしま（鹿児島市下荒田 1-43-28） お問合せ 099-250-6065	就職相談
11月20日（水） 9:30～12:00	ハローワーク大隅（曽於市大隅町岩川 5575-1） お問合せ 099-482-1265	就職相談
11月21日（木） 10:30～15:00	ハローワーク川内（薩摩川内市若葉町 4-24） お問合せ 0996-22-8609	就職相談
11月21日（木） 10:00～15:00	ハローワーク鹿屋（鹿屋市北田町 3-3-11） お問合せ 0994-42-4135	就職相談
11月24日（日） 13:00～16:00	国分シビックセンター（霧島市国分中央 3-45-1） お問合せ 0995-45-5311	就職面談会
11月26日（火） 14:00～16:00	ハローワーク名瀬（奄美市名瀬長浜町 1-1） お問合せ 0997-52-4611	就職相談
11月27日（水） 10:00～15:00	ハローワーク国分（霧島市国分中央 1- 4- 35） お問合せ 0995-45-5311	就職相談
11月28日（木） 9:00～16:00	ハローワーク出水（出水市緑町 37-5） お問合せ 0996-62-0685	就職相談

主に介護・医療・保育関係

福祉の職場 就職面接会

福祉の仕事に興味のある方、
お気軽にご参加ください。

入場無料

事前申込不要

服装自由

入退場随時OK

無資格・経験不問の求人もあり

令和元年 **11月19日** 火
13:30~16:00 (受付12:30~15:30)

鹿児島サンロイヤルホテル 2階 太陽の間

(鹿児島市与次郎1丁目8-10)

鹿児島中央駅・天文館から無料シャトルバスの運行があります。

(詳しくはサンロイヤルホテルのHPをご覧ください)



参加対象者

福祉の職場への就職を希望する方、又は関心のある方
令和2年3月卒業予定の学生等
(大学・短大・高专・専修(専門)・職業能力開発校)
※3年以内の既卒者を含む

参加事業所

就業場所が鹿児島市内の求人で、**介護・医療・保育関係**の
求人のある事業所が対象となります。
10月28日より鹿児島労働局のホームページに公開予定
(30社程度を予定しております)

持参いただく物

面接を希望される方は応募書類(履歴書)を複数部ご用意
ください。ハローワークカード・雇用保険受給資格者証をお
持ちの方は当日ご持参ください。

※求職活動実績になります!

主 催: 鹿児島公共職業安定所(ハローワークかごしま)、鹿児島労働局

共 催: (社)鹿児島県社会福祉協議会、(公財)介護労働安定センター鹿児島支部
(公社)鹿児島県看護協会、鹿児島市保育士・保育所支援センター

お問い合わせ先

鹿児島公共職業安定所(ハローワークかごしま 就職支援部門)

鹿児島市下荒田1-43-28 TEL 099-250-6065 FAX 099-286-4110

（４）新規高等学校卒業予定者に対する就職内定率は 61.8% 前年比 4.8 ポイント上昇

令和２年３月新規高等学校卒業予定者の令和元年９月末現在の職業紹介状況について公表いたします。

９月１６日より企業の採用選考が始まっておりますので、今回が今年度最初の就職内定率の発表となります。求職者数 4,036 人のうち就職内定者数は 2,494 人となり、就職内定率は 61.8%となりました。前年同月比で 4.8 ポイント（142 人）上昇しました。特に県内の就職内定率は前年同月比で 4.9 ポイント（101 人）上昇しました。

一方、県内の事業所からハローワークへ提出された求人数は 5,970 人と前年同月から 1.6%（97 人）減少しました。

産業別では、人手不足等もあり、建設業（6.6%（57 人）増）、運輸業・郵便業（11.3%（33 人）増）を中心に増加する一方で、製造業（▲10.1%（148 人）減）については減少となりました。

鹿児島労働局・各公共職業安定所では、今後の動向の把握に努めつつ学校等関係機関との連携を図りながら、１人でも多くの生徒が希望通りに就職できるよう支援してまいります。

（鹿児島労働局 職業安定部 訓練室）

報道関係者 各位

令和元年 11 月 1 日

【照会先】

鹿児島労働局職業安定部 訓練室

室 長 右田 裕幸（内線 120）

室長補佐 東 省吾（内線 121）

電 話 099-219-8711

令和 2 年 3 月新規高等学校卒業予定者職業紹介状況（令和元年 9 月末現在）

～高校生の就職内定率 61.8% 就職内定率は昨年比 4.8 ポイント上昇～

鹿児島労働局（局長 小林 剛）では、令和 2 年 3 月新規高等学校卒業予定者の求人・求職状況などの把握のための調査を行い、令和元年 9 月末現在の状況を取りまとめましたので公表します。

【結果の概要】

- 求 人 数 5,970 人 対前年同月から 1.6%（97 人）減※₁
- 求 職 者 数 4,036 人 同 2.2%（89 人）減※₂
- 求 人 倍 率 1.48 倍 同 0.01 ポイント上昇※₃
- 就職内定者数 2,494 人 同 6.0%（142 人）増※₄
- 就職内定率 61.8 % 同 4.8 ポイント上昇

※1. 求人数は、鹿児島県内で受理したものを計上しています。

※2. 求職者数は、学校やハローワークからの職業紹介を希望する生徒です。

※3. 求人倍率は、厚生労働省本省発表にあわせて全求職者と県内求人により算出しています。

※4. 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

就職内定者数は、前年同月よりも増加しており、高校生の就職環境は改善していますが、鹿児島労働局・各公共職業安定所では、今後の動向の把握に努めつつ、学校等関係機関との連携を図りながら、1 人でも多くの生徒が希望どおりに就職できるよう支援してまいります。

新規学校卒業者の求人・求職・就職の状況

（令和２年３月卒業予定者）

鹿児島労働局

区分	令和元年9月末現在			前年同月			対前年	
	計	男	女	計	男	女	人数	増減率・P
1 求 人 数	5,970			6,067			▲97	▲1.6%
2 求 職 者 数	4,036	2,254	1,782	4,125	2,277	1,848	▲89	▲2.2%
う ち 県 内 (1)	2,135	1,045	1,090	2,141	1,066	1,075	▲6	▲0.3%
う ち 県 外	1,901	1,209	692	1,984	1,211	773	▲83	▲4.2%
求職者数に占める 県内求職者数の割合 【 (1) / 2 】	52.9%	46.4%	61.2%	51.9%	46.8%	58.2%	—	1.0P
3 求 人 倍 率 【 1 / 2 】	1.48			1.47			—	0.01P
4 就 職 内 定 者 数	2,494	1,638	856	2,352	1,452	900	142	6.0%
う ち 県 内 (2)	1,291	677	614	1,190	608	582	101	8.5%
う ち 県 外	1,203	961	242	1,162	844	318	41	3.5%
就職内定者数に占める 県内就職内定者数の割合 【 (2) / 4 】	51.8%	41.3%	71.7%	50.6%	41.9%	64.7%	—	1.2P
5 就 職 内 定 率 【 4 / 2 】	61.8%	72.7%	48.0%	57.0%	63.8%	48.7%	—	4.8P
う ち 県 内	60.5%	64.8%	56.3%	55.6%	57.0%	54.1%	—	4.9P
う ち 県 外	63.3%	79.5%	35.0%	58.6%	69.7%	41.1%	—	4.7P
6 就 職 未 内 定 者 数 【 2 - 4 】	1,542	616	926	1,773	825	948	▲231	▲13.0%

* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。

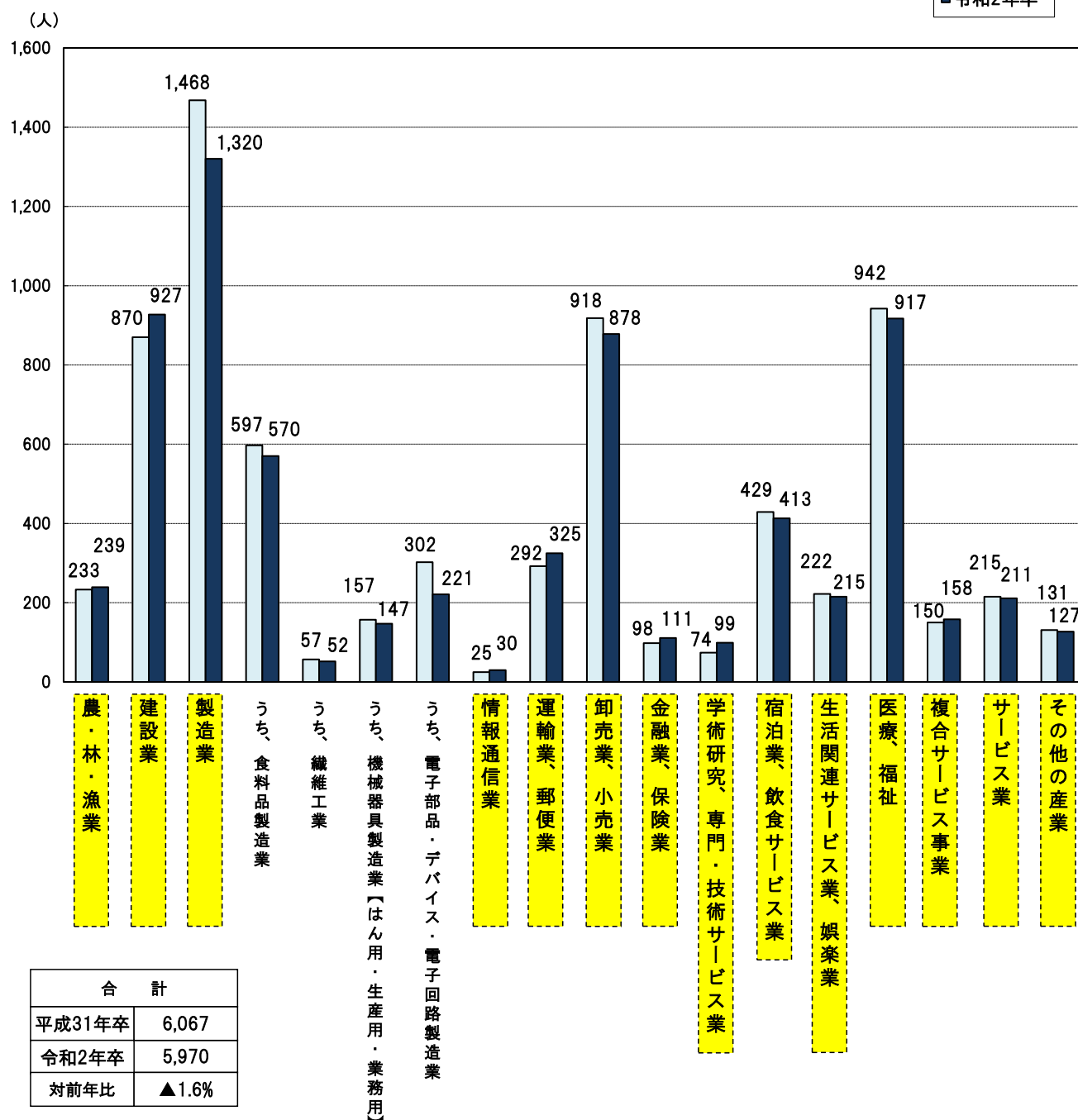
* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

* 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

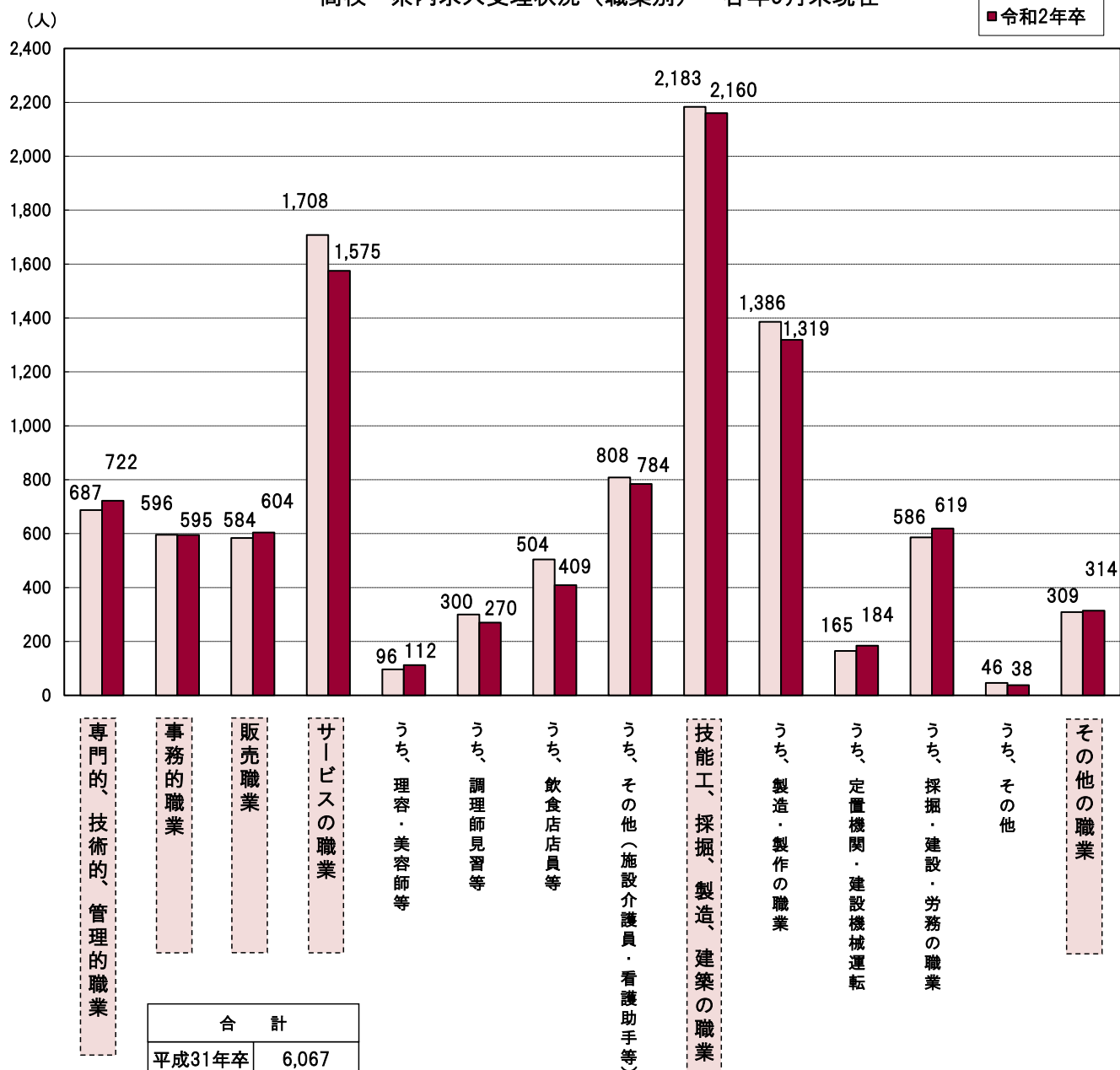
高校 県内求人受理状況（産業別） 各年9月末現在

□平成31年卒
■令和2年卒



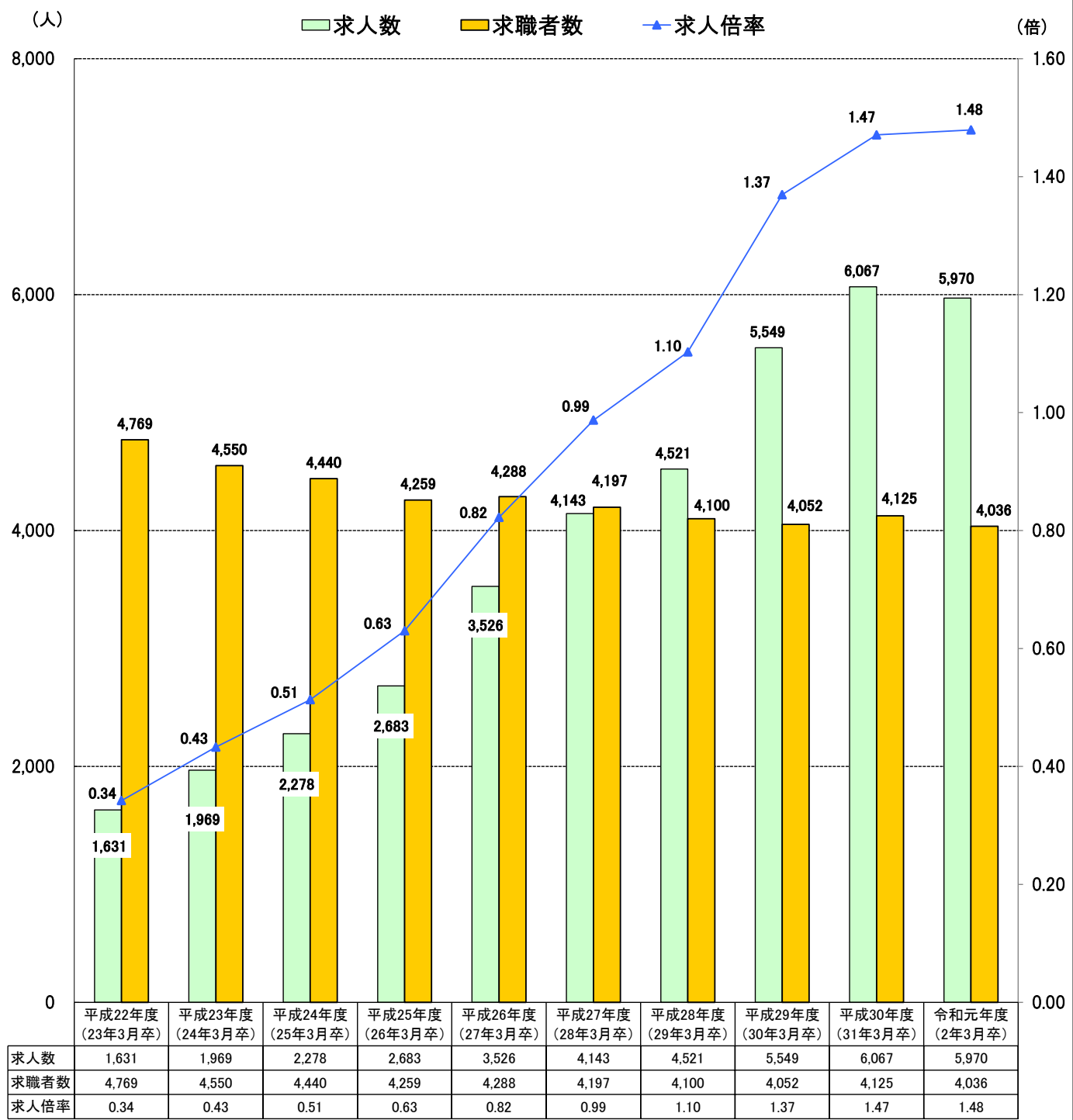
高校 県内求人受理状況（職業別） 各年9月末現在

□平成31年卒
■令和2年卒



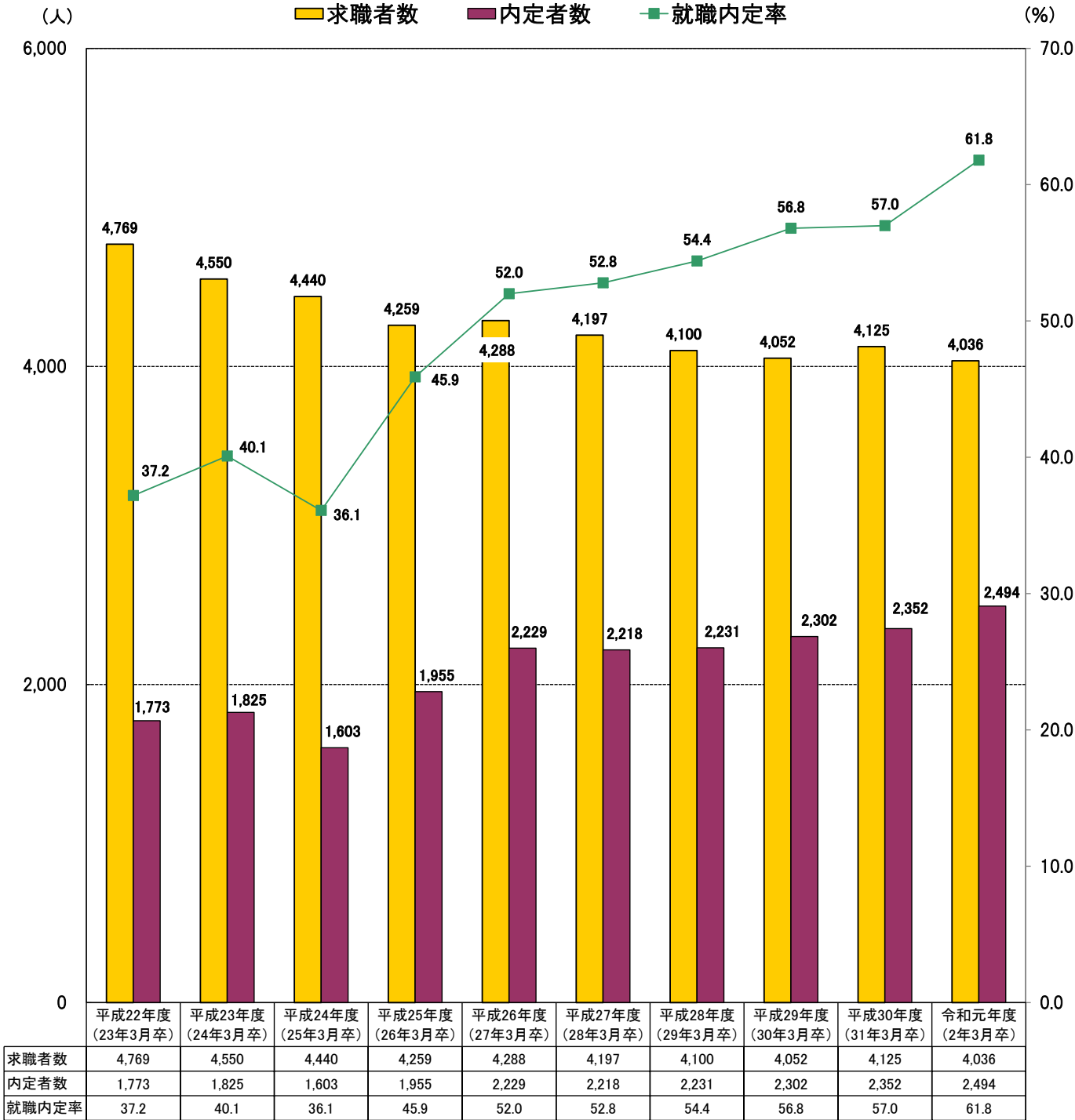
合 計	
平成31年卒	6,067
令和2年卒	5,970
対前年比	▲1.6%

高校新卒者の求人数・求職者数・求人倍率の推移（各年9月末現在）



* 求人数は、県内のハローワークで受理した求人数です。
* 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

高校新卒者の求職者数・就職内定者数・就職内定率の推移（各年9月末現在）



＊ 求職者数は、学校又はハローワークの紹介を希望する生徒の状況です。

＊ 就職内定者数は、学校又はハローワークの紹介によって内定した生徒の状況です。

自営・縁故就職・公務員への応募等、学校の紹介によらない就職希望者は含まれていません。

(5) 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

厚生労働省では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図るため「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

これに合わせ、鹿児島労働局(局長 小林 剛)では、使用者団体等への協力要請、長時間労働が疑われる事業場等への重点的な立入調査、長時間労働削減に向けて積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への職場訪問等を行います。

1 実施期間

令和元年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 長時間労働が疑われる事業場等への重点的監督指導を実施します

- 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- 労働基準監督署等に寄せられた相談で労働条件等の問題が疑われる企業

(2) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等防止対策推進法に基づき、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間(11月)の事業としてシンポジウム(委託事業)を開催します。

【開催日時】 令和元年11月21日(木) 13:30~16:00

【会場】 TKP ガーデニングシティ鹿児島中央(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)
(無料で、どなたでも参加できます。定員80名)

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



(3) 主要経済団体及び労働組合に対し労働局長要請を行います

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取り組みに関する周知・啓発等について鹿児島労働局長による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を要請します。

【要請日時】 令和元年11月18日(月) 10:00~10:45

【会場】 鹿児島合同庁舎第2会議室(鹿児島市山下町13-21)

* 報道関係者の登録について

当日の取材をご希望の場合は、11月15日(金)15:00までに、下記へご連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。

TEL099-223-8277(鹿児島労働局労働基準部監督課 担当:礒元、牧角)

(4) 鹿児島労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

長時間労働削減に向けて積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」への鹿児島労働局長による職場訪問を実施し、積極的な取組事例を広く紹介します。

【実施場所】 富士ゼロックス鹿児島㈱ (鹿児島市下荒田 1-1-1 南国武之橋ビル)

【日時】 令和元年 11 月 20 日 (水) 10:30~11:30

【取組概要】 従来、労働集約型の典型と言われていた営業職に、モバイルツールを活用した営業日報及び稟議並びに RPA を活用した業務処理などにより、労働時間短縮を実現

* 当日は、鹿児島労働局長がフリーアドレスを活用したオフィスを訪問し、社長へのインタビューなどを実施いたします。

*** 報道関係者の登録について**

当日の取材をご希望の場合は、11 月 19 日 (火) 15:00 までに、下記へご連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。

上記企業に対する個別のお問い合わせはご遠慮ください。

Tel.099-223-8277 (鹿児島労働局労働基準部監督課 担当: 牧角、磯元)

(5) 各種相談窓口

○ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

月～金 17:00～22:00、土・日 9:00～21:00 (12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

フリーダイヤル は い ! 労働
0120-811-610

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>



○ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を 開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

○過労死等防止対策推進シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。

(無料でどなたでも参加できます。)

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。



専用ホームページ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

厚生労働省などでは、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に位置づけました。

事業主の
皆さまへ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



働き過ぎていませんか?



働くことは大切。
でも、働き過ぎによって生じる様々なリスクを
理解していますか。
健康のために必要なのは、
適切な労働時間と健全な労働環境。
あなたは働き過ぎていませんか?
いま、人々は新しい時代の働き方を求めています。



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」

0120-794-713

10月27日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト ▶ 過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

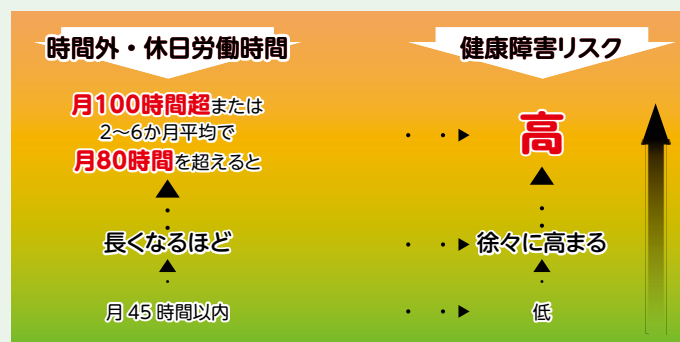
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。

(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル は い ! ろ う どう

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供) 労働基準 メール窓口 検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時 2019年11月21日(木)
13:30~16:00 (受付13:00~)

会場 TKPガーデンシティ鹿児島中央
霧島プレミアム会議室
(鹿児島県鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)
[定員] 80名

参加
無料

講演

「過労死等防止に 必要なこと」

鹿児島産業保健総合支援センター 所長
草野 健 氏



講演

「過労死はなぜ起こるのか ～弁護士の視点から～」

弁護士・六本松総合法律事務所
井下 顕 氏



主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

プログラム

【講演】「過労死等防止に必要なこと」

草野 健 氏（鹿児島産業保健総合支援センター 所長）

【講演】「過労死はなぜ起こるのか ～弁護士の視点から～」

井下 顕 氏（弁護士・六本松総合法律事務所）

【体験談発表】

●会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 霧島プレミアム会議室

（鹿児島県鹿児島市中央町26-1 南国アネックス）

・JR鹿児島本線 鹿児島中央駅 東口 徒歩3分



●参加申込について

- ▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。（定員に満たない場合は、当日参加も可能です）
- ▶申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 052-915-1523 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ 過労死家族
☐ その他 [
]

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】

・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用し、他の目的で使用することはございません。・個人情報はご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<http://www.p-unique.co.jp/privacy>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先） 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク



報道関係者 各位

令和元年 11 月 1 日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部

[年末年始建設業一斉集中立入調査について]

監督課

課 長 中村 健吾

主任監察監督官 牧角 文治

（電話） 099(223)8277

[建築現場安全パトロールについて]

健康安全課

課 長 榎園 和彦

産業安全専門官 磯端 誠

（電話） 099(223)8279

建設業の労働災害を防止するため「建築現場安全パトロール」 及び「年末年始建設業一斉集中立入調査」を実施します

鹿児島労働局（局長 こばやし 小林 ごう 剛）においては、鹿児島県内の建設業の労働災害防止の取組を一層強化するため、令和元年 11 月 21 日（木）に関係団体と協力し合同で実施される「建築現場安全パトロール」に参画します。

また、令和元年 12 月 1 日（日）から令和 2 年 1 月 31 日（金）までを「年末年始建設業一斉集中立入調査実施期間」と位置づけ、管内の 5 つの労働基準監督署において、建設現場に対し一斉集中立入調査を実施します。

【労働災害発生状況等】

鹿児島県内の建設業の労働災害（休業 4 日以上）は、平成 22 年から増加に転じ、平成 26 年は一旦減少したものの、平成 27 年以降は増加に転じ、平成 30 年は 294 件発生している。

令和元年は 9 月末現在で、休業 4 日以上の災害が 203 件（前年同期 205 件）、死亡災害が 2 件（前年同期 2 件）発生している。（資料 1～3 参照）

一方、これから迎える年末年始は、①年度末に向けて多くの建設工事が発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であること、②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期でもあり、不測の災害の発生が懸念されること、さらには、③年末年始休暇を除いた稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、労働災害発生件数が多い時期となっている。

【対応】

鹿児島労働局では、平成 30 年を初年度とする「第 13 次労働災害防止計画」（資料 4 参照）を策定し、建設業を「重篤災害減少重点業種」に位置づけ、労働災害防止対策の徹底に取り組んでいる。

さらなる労働災害の撲滅を目指し、今般、「建築現場安全パトロール」及び「年末年始建設業一斉集中立入調査」を実施するものである。

【取組事項】

1 「建築現場安全パトロール」の実施

- (1) 実施日：令和元年 11 月 21 日(木) 8:15～12:20（予定）
- (2) 主催：一般社団法人鹿児島県建築協会
- (3) 参加者：一般社団法人鹿児島県建築協会長 中村 明人
鹿児島労働局労働基準部長 笹川 一彦
鹿児島労働基準監督署長 大澤 隆
その他、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、建築関係団体等
約 50 名
- (4) スケジュール

8:15	集合（一社）鹿児島県建築協会 2 階会議室 （所在地：鹿児島市城山町 2 番 13 号）
8:25	出発式
8:35	出発 （バスにて移動 15 分）
8:50～9:35	安全パトロール① 鹿児島工業高校校舎改築（4 期）工事現場 所在地：鹿児島市草牟田 2 丁目 57 番 1 号 施工：小牧建設・新生組・宮内建設共同企業体
9:35	（バスにて移動 25 分）
10:00～10:45	安全パトロール② 中山小学校校舎増築その他本体工事現場 所在地：鹿児島市中山 2 丁目 30 番 3 号 施工：坂本建設・内村建設・鶴留建設共同企業体
10:45	（バスにて移動 40 分）
11:25	（一社）鹿児島県建築協会 2 階会議室 着
11:30～12:20	反省会（講評等）

【参考】

- ① 撮影等の取材を希望される場合は、令和元年 11 月 19 日(火)16:00 までに、担当者（健康安全課：磯端(いそばた)）まで、ご連絡をお願いします。

- ② (一社)鹿児島建築協会及び現場内には、駐車場はありませんので、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

なお、現場の詳細については、(一社)鹿児島県建築協会 (TEL099-224-5220) まで、ご確認ください。

- ③ 現場では、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。未着用者の入場は、安全確保の観点からお断りします。
- ④ 現場では、関係者の指示に従って移動してください。
- ⑤ 原則として雨天決行します。

2 「年末年始建設業一斉集中立入調査」の実施

- (1) 実施期間：令和元年12月1日(日)～令和2年1月31日(金)
- (2) 監督対象：鹿児島労働局管内の建設現場
- (3) 実施主体：鹿児島労働局管内の5つの労働基準監督署
- (4) 実施内容：「令和元年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領」
(資料5参照) のとおり

(5) 重点事項

建設業の三大災害（①墜落・転落災害、②建設機械災害、③土砂崩壊災害）が発生するおそれのある現場に対して、次の労働災害防止措置を重点事項として立入調査を行う。

① 墜落・転落災害

足場の組立て等による作業床の設置、安全带（命綱）の使用、開口部等への囲い・手すり等の設置、足場の組立て等作業主任者の選任等

② 建設機械災害

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行経路の確保等

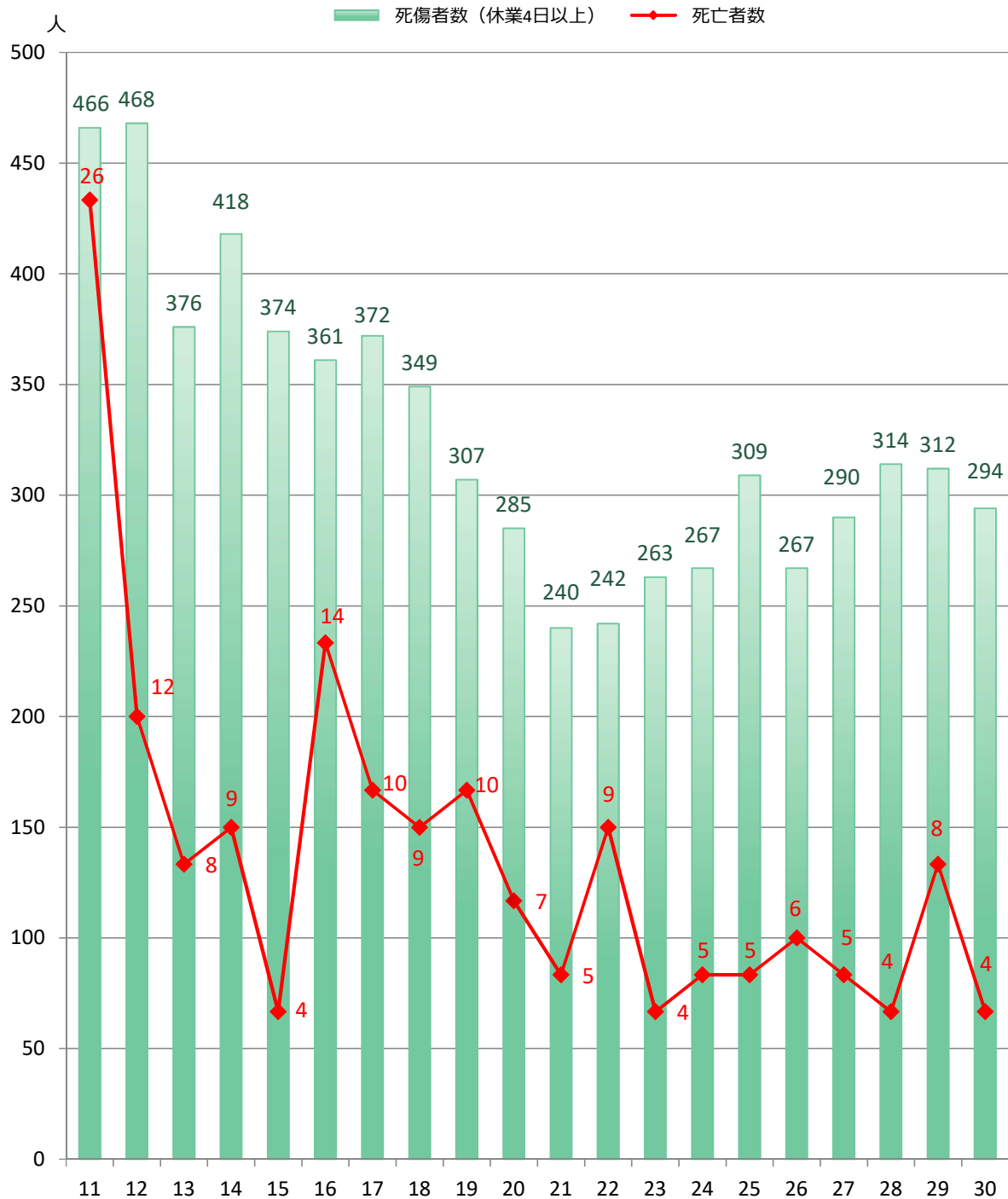
③ 土砂崩壊災害

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

【資料】

- 1 建設業の労働災害発生状況（平成11年～平成30年）
- 2 業種別死傷災害発生状況（令和元年9月末速報値）
- 3 建設業死亡災害事例（令和元年9月末速報値）
- 4 第13次労働災害防止計画（概要）
- 5 令和元年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領

建設業の労働災害発生状況（平成11年～30年）



令和元年9月末 業種別死傷災害発生状況（速報）

（事故の型別）

資料 2

鹿児島労働局

業種	年	令和元年		平成30年 (同月末)		増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1328	9	1299	7	29	2	2.2%	28.6%
1 製造業		236	1	250	0	-14	1	-5.6%	
1 食品品製造業		139	1	142		-3	1	-2.1%	
4 木材・木製品製造業		20		17		3		17.6%	
9 窯業土石製品製造業		9		13		-4		-30.8%	
11～12 金属製品製造業		17		15		2		13.3%	
13～15 機械機具製造業		14		17		-3		-17.6%	
上記以外の製造業		37		46		-9		-19.6%	
2 鉱業		1	0	5	0	-4	0	-80.0%	
3 建設業		203	2	205	2	-2	0	-1.0%	0.0%
1 土木工事業		82		76		6		7.9%	
2 建築工事業		99	2	112	2	-13	0	-11.6%	0.0%
3 その他の建設業		22		17		5		29.4%	
4 運輸交通業		134	1	155	0	-21	1	-13.5%	
1 鉄道・航空機業		2		8		-6		-75.0%	
2 道路旅客運送業		3		15		-12		-80.0%	
3 道路貨物運送業		128	1	131		-3	1	-2.3%	
4 その他の運輸交通業		1		1		0		0.0%	
5 貨物取扱業		24	0	19	0	5	0	26.3%	
1 陸上貨物取扱業		7		9		-2		-22.2%	
2 港湾運送業		17		10		7		70.0%	
6 農林業		76	3	63	3	13	0	20.6%	0.0%
1 農業		34	1	27	2	7	-1	25.9%	-50.0%
2 林業		42	2	36	1	6	1	16.7%	100.0%
7 畜産・水産業		65	0	64	0	1	0	1.6%	
8 商業		198	0	162	0	36	0	22.2%	
1 卸売業		35		19		16		84.2%	
2 小売業		148		118		30		25.4%	
3 理美容業		1		3		-2		-66.7%	
4 その他の商業		14		22		-8		-36.4%	
9 金融・広告業		12	0	14	1	-2	0	-14.3%	0.0%
11 通信業		19	0	18	0	1	0	5.6%	
12 教育・研究業		8	0	10	0	-2	0	-20.0%	
13 保健衛生業		188	0	180	0	8	0	4.4%	
1 医療保健業		75		81		-6		-7.4%	
2 社会福祉施設		112		94		18		19.1%	
3 その他の保健衛生業		1		5		-4		-80.0%	
14 接客娯楽業		75	0	65	0	10	0	15.4%	
1 旅館業		20		12		8		66.7%	
2 飲食店		38		28		10		35.7%	
3 その他の接客娯楽業		17		25		-8		-32.0%	
上記以外の事業		89	2	89	1	0	1	0.0%	100.0%
10 映画・演劇業		0		0					
15 清掃・と畜業		51	1	51	1	0	0	0.0%	0.0%
16 官公署		0		2		-2		-100.0%	
17 その他の事業		38	1	36		2	1	5.6%	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		135	1	140	0	-5	1	-3.6%	
第三次産業（8～17）		589	2	538	2	51	0	9.5%	0.0%

業種	順位	事故の型	人数	割合
全産業	1	転倒	273	20.6%
	2	墜落・転落	234	17.6%
	3	動作の反動・無理な動作	182	13.7%
	4	はさまれ・巻き込まれ	152	11.4%
	5	切れ・こすれ	94	7.1%
製造業	1	はさまれ・巻き込まれ	57	24.2%
	2	転倒	42	17.8%
	3	墜落・転落	33	14.0%
	4	切れ・こすれ	21	8.9%
	5	動作の反動・無理な動作	16	6.8%
建設業	1	墜落・転落	64	31.5%
	2	切れ・こすれ	25	12.3%
	3	転倒	19	9.4%
	4	はさまれ・巻き込まれ	18	8.9%
	5	飛来・落下	17	8.4%
陸上貨物運送事業	1	墜落・転落	45	33.3%
	2	動作の反動・無理な動作	21	15.6%
	3	転倒	16	11.9%
	4	はさまれ・巻き込まれ	13	9.6%
	5	激突	9	6.7%
林業	1	切れ・こすれ	11	26.2%
	2	激突され	9	21.4%
	3	墜落・転落	6	14.3%
	3	飛来・落下	6	14.3%
	5	崩壊・倒壊	3	7.1%
第三次産業	1	転倒	174	29.5%
	2	動作の反動・無理な動作	121	20.5%
	3	墜落・転落	68	11.5%
	4	交通事故（道路）	54	9.2%
	5	はさまれ・巻き込まれ	34	5.8%
小売業	1	転倒	43	29.1%
	2	動作の反動・無理な動作	23	15.5%
	2	墜落・転落	21	14.2%
	4	交通事故（道路）	17	11.5%
	5	はさまれ・巻き込まれ	10	6.8%
社会福祉施設	1	動作の反動・無理な動作	40	35.7%
	2	転倒	32	28.6%
	3	その他	9	8.0%
	4	切れ・こすれ	5	4.5%
	4	激突	5	4.5%
飲食店	1	転倒	10	26.3%
	2	切れ・こすれ	8	21.1%
	3	高温・低温の物との接触	6	15.8%
	4	飛来・落下	2	5.3%
	4	崩壊・倒壊	2	5.3%

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込日数が4日以上の災害によるもので、死亡者数を含みます。
② 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成30年～令和元年 建設業 死亡災害事例(令和元年9月末現在)

資料3

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の 職種	性別	年齢	経験 年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	平成30年 5 月	建設業	とび工	男	50	5年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	鉄骨スレート屋根葺き工場において、塔屋の足場の組立作業をしていたところ、当該屋根を踏み抜いて、10.5m下のコンクリート床に墜落した。
2	平成30年 6 月	建設業	管理者	男	62	2年	墜落、転落	開口部	鶏舎新築工事において、現場の施工管理のため写真撮影を行っていたところ、コンベヤー設置用のピット開口部に足を踏み入れ、約1.7メートル下のコンクリート床に墜落した。
3	平成30年 10 月	建設業	作業員・技能者	男	62	6年	崩壊、倒壊	地山、岩石	市道脇の斜面上にて、台風による倒木の撤去作業のため、被災者はクレーン車で支えられた立木をチェーンソーで伐倒する作業を行っていたが、立木の伐倒後、伐倒木から離れた場所で待機していたところ、待機場所上方の幅2.5メートル、高さ5メートルの斜面の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。被災者は約2時間後に救出されたが、現場で死亡が確認された。
4	平成30年 10 月	建設業	車両系建設機械運転者	男	52	7年	墜落、転落	掘削用機械	勾配が22度から35度程度の地山の法面にて被災者はドラグ・ショベル(※小型移動式クレーン仕様ではない)を運転し、重機搬入路の整形作業を行っていたが、現場監視を行っていた現場代理人が大きな音がしたのを聞き、音のした方を見ると被災者の運転するドラグ・ショベルが転倒していた。その後すぐに被災者がドラグ・ショベルの下から這い出てきて、病院に搬送されたが、搬送先の病院で搬送から約1時間後に死亡した。
5	令和元年 7 月	建設業	解体工	男	68	4ヶ月	墜落、転落	作業床・歩み板	建屋の解体工事現場において、屋外に設置された螺旋階段の撤去作業を行っていた。解体途中の螺旋階段のから墜落するおそれがあるため、9階の螺旋階段の踊り場に柵を溶接する予定としていたが、午前10時20分ごろ作業場所に被災者がいなかったことから探したところ、午前11時30分ごろ作業場所直下の1階部分(高低差約31m)にある貯水槽(水深50cm)にうつぶせの状態で見えなかった。
6	令和元年 8 月	建設業	土工	男	61	30年	転倒	建築物・構築物	倉庫の新設工事現場において、コンクリート基礎打設作業に従事していた労働者が、移動のため打設済みのコンクリート基礎上を歩いていたところ転倒し、コンクリート基礎から突き出ていた長さ70センチメートル、直径1センチメートルの鉄筋が顎から頭部に刺さったもの。保護帽は着用していた。

第13次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

計画が目指す社会

「働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得る社会の実現」

働く方々の一人ひとりとはかけがえのない存在であり、一人の被災者も出さないという基本理念の下、一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るような社会とするには、日々の仕事安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保され、高年齢労働者を始めとしてあらゆる環境におかれた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年対2017年比25%以上減少とする
- 2022年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を5%以上減少(2017年比)

5つの重点施策

- ①労働災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

第13次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（**労働安全衛生法第6条に基づき**、5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成29年：確定値）

- ・死亡者数：21人（12次防目標は毎年15人以下）
- ・死傷者数：1,961人（12次防目標は1,445人）

- 労働災害は長期的には減少しているが、12次防最終年時点では平成12年時点の水準まで再び増加している。特に、就業者が増加している社会福祉施設を中心に第三次産業では増加率が高い。
- 死亡災害も長期的には減少しているが、12次防期間の平成26～29年では目標値を上回っており、建設業・製造業・林業の割合が高い。

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を**各年対2017年比25%以上減少**とする
- ◆ 労働災害による死傷者の数を**5%以上減少**（労働災害減少重点業種では、死傷年千人率で目標を設定）

【重点業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成24年	平成29年	災害増減率	平成24年 死傷年千人率	平成29年 死傷年千人率
建設業	267	312	16.9%	6.28	8.02
製造業	357	377	5.6%	4.47	4.55
下記3業種	324	409	26.2%	1.99	2.34
小売業	147	183	24.5%	1.57	2.02
社会福祉施設	128	166	29.7%	3.36	3.10
飲食店	49	60	22.4%	1.58	1.95
陸上貨物運送事業	171	171	0.0%	9.14	8.87
全業種合計	1,701	1,961	15.3%	3.16	3.56

（出典：労働者死傷病報告）

ポイント①

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「激突され災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組むとともに「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知を図る

ポイント②

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、増加が著しい業種、事故の型に着目した重点対策ごとに数値目標を設定し、対策を展開（就業者数の増減で影響を受けないよう死傷年千人率で目標を設定する）

ポイント③

急増している第三次産業に対する集中的取組

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に人手不足感の強い小売業・飲食店及び就業者が増加している社会福祉施設に対する集中的取組を実施

①労働災害の撲滅を目指した対策の推進

重点業種・事故の型別対策

重篤災害減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型とし、適切な保護具の使用の徹底を図る。
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」による計画的な発注及び工期の平準化、安全衛生経費の確保

製造業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上、食料品製造業の死傷者数を毎年1.5%以上減少させる

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止する。
特に、食料品製造業において、食品加工機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する教育の実施等を推進する。

林業対策

【目標】死亡者数を前計画総数の25%以上減少させる

- 安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及
- 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- 安全教育の充実等

労働災害減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

小売業・飲食店・社会福祉施設
死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 小売業・飲食店の多店舗展開している事業場については、企業単位での安全衛生管理の実施や、経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」等による危険感受性の向上に取り組む。
- 社会福祉施設については、関係団体と連携し、新規開設事業場を含め、雇入れ時の安全衛生教育を徹底し、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- 小売業・飲食店は、非正規労働者が多いため、雇入れ時の安全衛生教育の徹底と労働災害防止意識の向上を図る。

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数及び腰痛を死傷年千人率で5%以上減少させる

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、保護帽の着用や荷台等からの墜落・転落等基本的な安全対策の徹底を図る。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保・職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上
- ・ストレスチェック結果を集団分析する事業場の割合を60%以上

- 4つのケア、ストレスチェックの実施及びストレスチェック結果の集団分析等の取組の推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化
(参考) <http://kokoro.mhlw.go.jp> 《こころの耳》で検索

過重労働対策等

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理の徹底
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

化学物質等対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進
- 解体等作業における石綿ばく露防止対策の徹底

熱中症対策

【目標】熱中症による死傷者数を前計画総数の5%以上減少させる

- JIS規格に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用したWBGT値（暑さ指数）の把握とその評価の徹底
- 評価に応じた、環境管理・作業管理・健康管理の実施

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置の徹底

全業種共通

腰痛・転倒災害対策

- 4S(整理・整頓・清掃・清潔)やステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の転倒防止対策の促進
- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進
- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育の強化

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の災害防止対策の推進。
- 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 疾病を抱える労働者の就労継続にあたって、「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発、地域両立支援推進チームの活動の推進。

⑤業界団体での安全衛生の取組の強化、所管官庁との連携の強化

- 労働災害が減少しない業界や取組が低調な団体等に対して自主的な取組要請を行うとともに、活動に対して必要な支援を行う。
- 所管官庁との連携の強化を図る。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、
一人の被災者も出さない社会を実現させよう

令和元年度 年末年始建設業一斉集中立入調査実施要領

1 目的

鹿児島県内の建設業における労働災害（休業4日以上）は、平成22年から増加に転じ、平成25年309件から平成26年267件まで一旦は減少したものの、平成28年314件、平成29年312件と増加に転じ、平成30年294件と減少している。令和元年は9月末現在で、休業4日以上が203件（前年同期205件）、死亡災害が9件（前年同期7件）発生しており、労働災害は横ばい、死亡災害は増加に転じている。

これから迎える年末年始は、①年度末に向けて多くの建設工事が発注され、工事全体が慌ただしくなる時期であること、②建設工事における普段の作業内容や生活リズムが変化する時期であり、不測の災害の発生が懸念されること、さらには、③年末年始休暇を除いた稼働日数が他の月より少ないにもかかわらず、災害発生件数が多い時期であること、④建設業全体で人手不足となっており、高齢化が進行している。

このため、年末年始休暇を挟む期間において、更なる労働災害防止を図ることを目的として、年末年始建設業一斉集中立入調査（以下「一斉集中立入調査」という。）を実施する。

2 実施期間

令和元年12月1日（日）から令和2年1月31日（金）

3 調査対象

各労働基準監督署管内で施工中の建設工事現場とする。

立入調査は、各署の管内事情を踏まえ、工事の種類、工事の進捗状況等から労働災害防止上問題があると認められる工事を対象とすることとし、その選定に当たっては、建設工事に係る計画届等の各種届出、発注者から入札状況を収集するなどの方法により工事最盛期のものを優先して実施する。

なお、労働災害の防止を図る観点から、上記工事の近隣で施工中の工事現場についても立入調査の対象とする。

4 重点事項等

(1) 墜落・転落による災害防止対策

足場の組立等による作業床の設置、安全帯の使用、開口部等の囲い・手すり等の設置、足場の組立て等作業主任者の選任、スレート等の屋根上の歩み板・防網等の設置

(2) 建設機械による災害防止対策

有資格者による運転、作業半径内の立入禁止、用途外使用の禁止、安全な運行

経路の確保等

(3) 土砂崩壊による災害防止対策

掘削箇所の事前調査、法面の安全勾配の確保、上下水道工事の土止支保工の設置、地山の掘削作業主任者の選任等

5 実施者

各労働基準監督署の監督担当部署の労働基準監督官

6 実施方法

期間内において、集中的な立入調査を実施することとし、実施に当たっては、原則として予告は行わないこと。

7 広報

一斉集中立入調査の実施結果については、鹿児島労働局労働基準部監督課において取りまとめを行い、令和元年2月下旬を目途に広報を行う予定である。

(7) 働き方改革への対応状況について(アンケート結果)

～同一労働同一賃金への対応～

10月9日に開催した「同一労働同一賃金セミナー in 鹿児島」に出席した企業の皆様に、働き方改革への対応状況をお聞きするアンケートを実施し、結果をとりまとめました。

2020年4月から、パート有期雇用労働法（中小企業への適用は2021年4月）及び改正労働者派遣法が施行されることに加え、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることから、県内企業の実態の現状や課題を把握するために実施したものです。

今回のアンケート結果を踏まえ県内企業の働き方改革への支援に取り組んでまいります。

(雇用環境・均等室)

働き方改革への対応状況について（アンケート結果） ～同一労働同一賃金への対応～

令和元年 10月
鹿児島労働局 雇用環境・均等室

1. アンケートの目的

2020年4月から、パート有期雇用労働法（中小企業への適用は2021年4月）及び改正労働者派遣法が施行されることに加え、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることから、県内企業の取組の現状や課題を把握するために実施

2. アンケートの対象

同一労働同一賃金セミナー in 鹿児島に出席した県内企業484社のうち回答があった367社（回収率 75.8%）

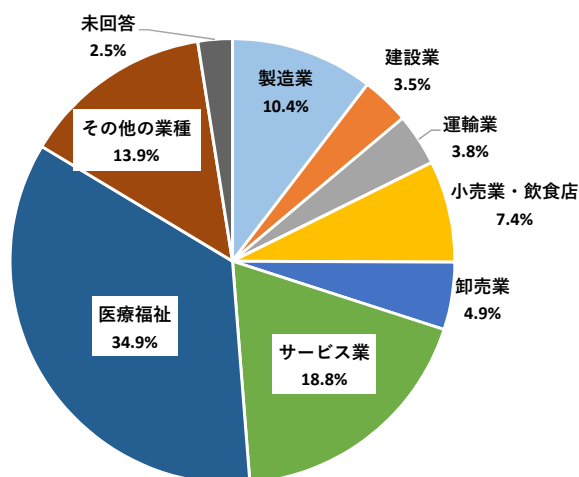
3. アンケートの実施日

令和元年 10月9日

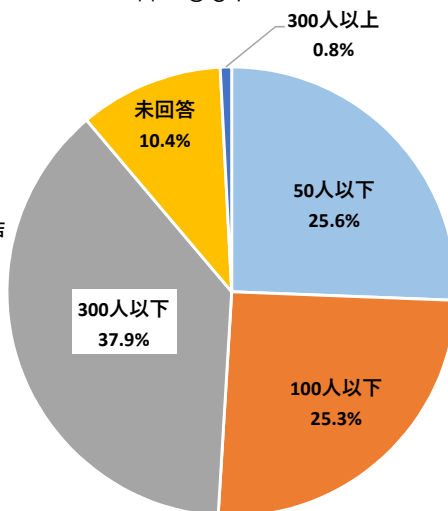
回答企業の属性

回答企業は中小企業が8割以上を占めています。

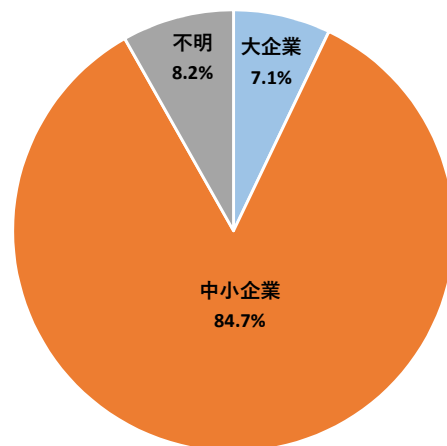
<業種別割合>
n=367



<従業員規模別割合>
n=367



<大企業・中小企業の割合>
n=367



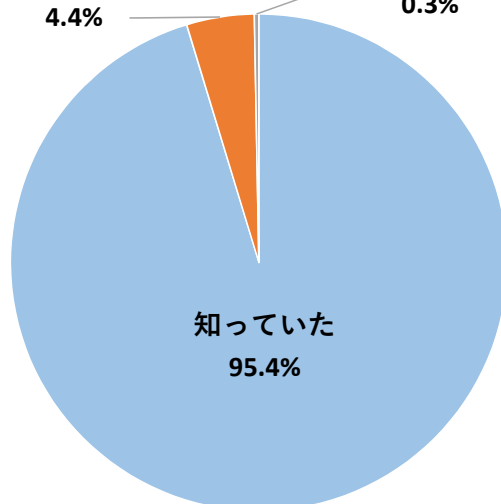
同一労働同一賃金の認知度

正社員と非正規社員の不合理な待遇差が禁止される「同一労働同一賃金」のことを知っていた企業は95.4%、「知らなかった」と回答した企業は4.4%であった。（昨年度のアンケートでは「知らなかった」と回答した企業は13.5%）

n=367

知らなかった
4.4%

未回答
0.3%



知っていた
95.4%

同一労働同一賃金に向けた現在の取組状況

既に対応を決めている企業は34.3%、「対応が必要だが何をすべきか分からない」と回答している企業は19.1%となっている。

(1)準備状況
n=367

既に何らかの対応を決定中：34.3%

特に対応する必要はない
1.4%

既に必要な対応
を終えている
2.2%

現在取り組んでいる
最中
14.4%

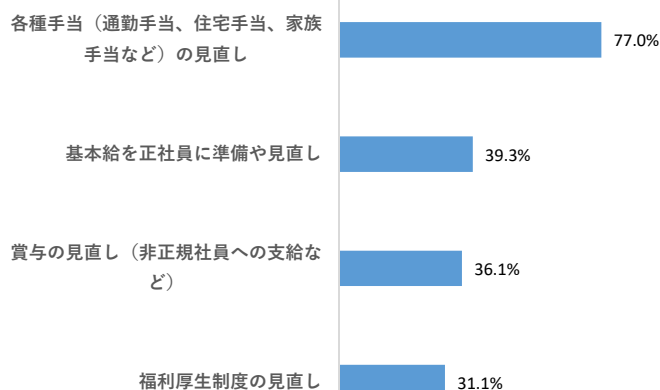
対応が決まり今後取り組
む予定である
17.2%

具体的な対応に関する検討をして
いる最中である。
41.4%

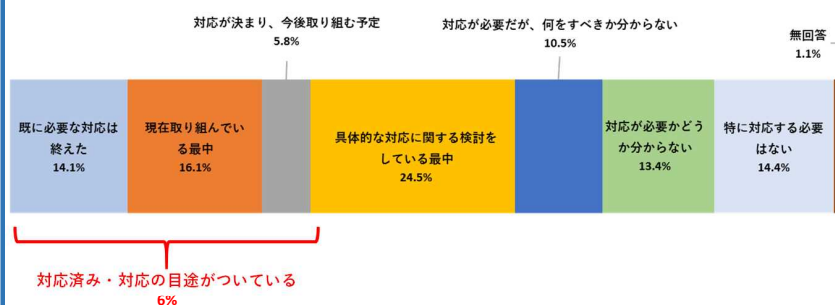
対応が必要だが何をすべき
か分からない
19.1%

対応が必要かどうか分からない
3.0%

(2)対応の具体的な内容
(複数回答) n=61



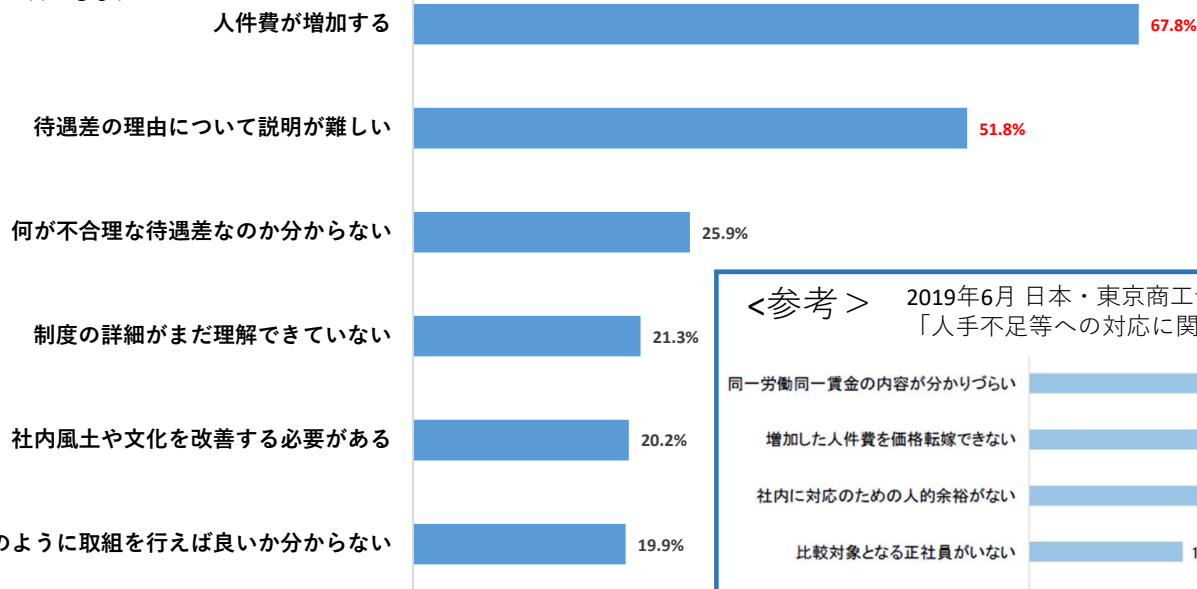
<参考> 2019年6月 日本・東京商工会議所
「人手不足等への対応に関する調査」集計結果



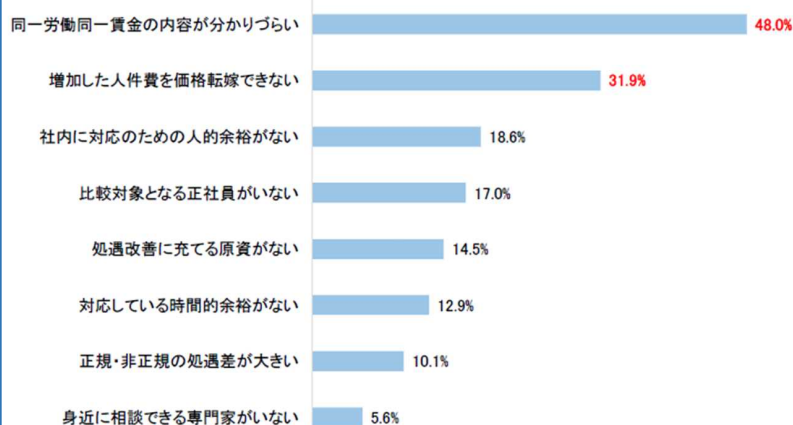
同一労働同一賃金への対応にあたっての課題

同一労働同一賃金への対応にあたっての課題として最も多かったのが「人件費が増加する」が67.8%、次いで「待遇差の理由について説明が難しい」が51.8%となっている。（複数回答）

n=367

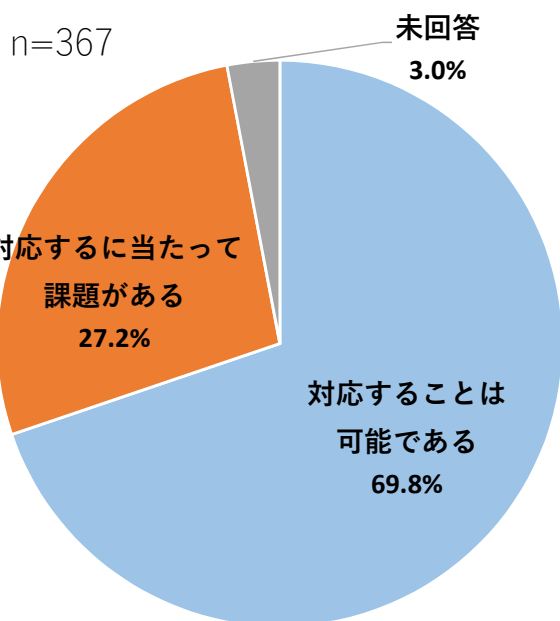


<参考> 2019年6月 日本・東京商工会議所
「人手不足等への対応に関する調査」集計結果



時間外労働の上限規制への対応

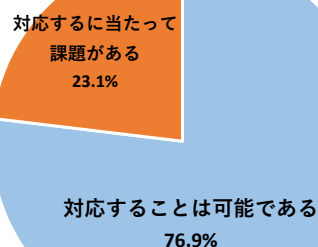
時間外労働の上限規制への対応にあたって「課題がある」と回答した企業が27.2%となっており、中小企業においては3割近くが課題があるとしている。



<参考>

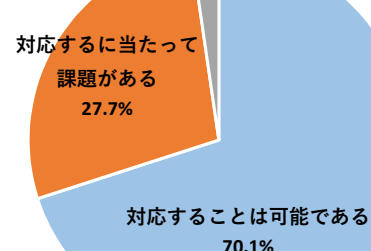
大企業

n=26



中小企業

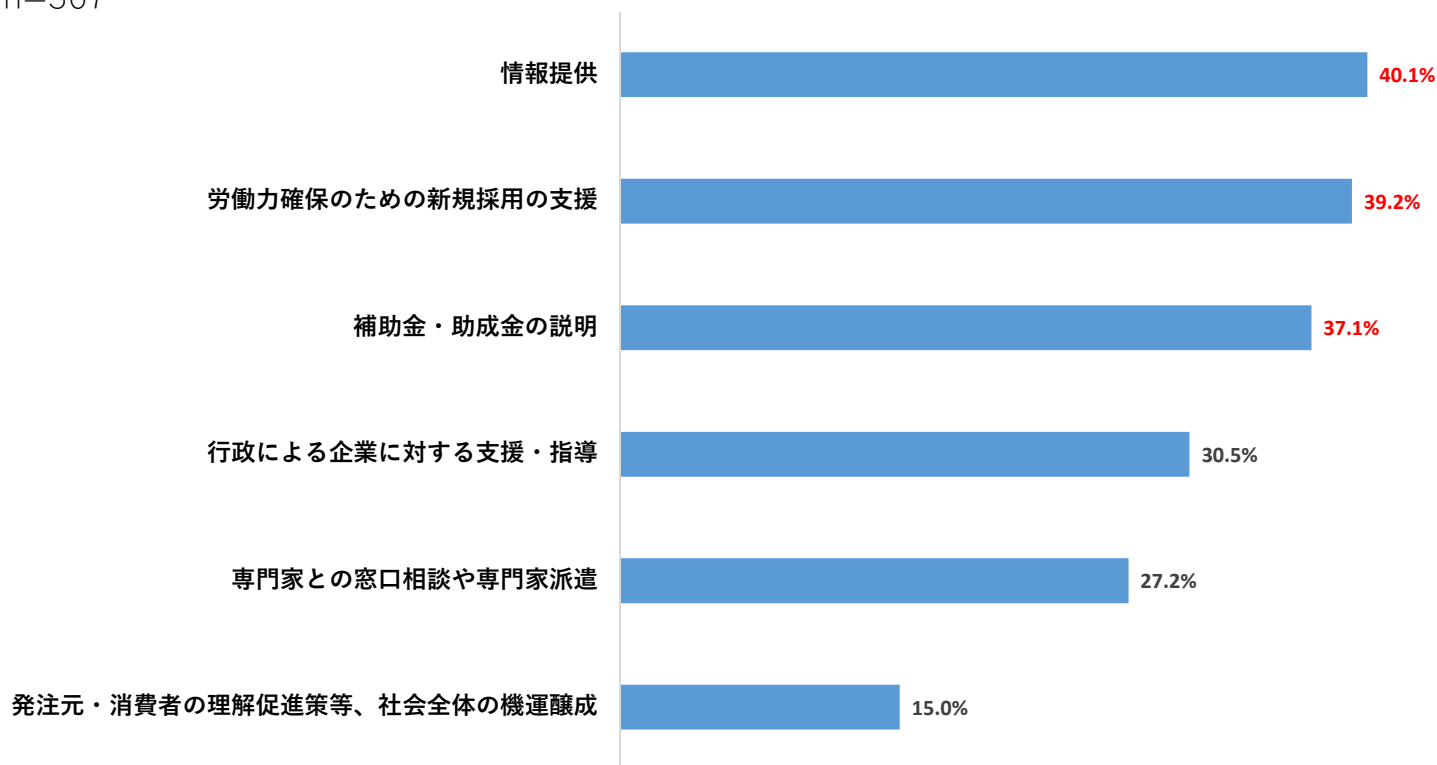
n=311



働き方改革に対応していくために行政に求める支援

働き方改革に対応していくために行政に求める支援として「情報提供」と回答した企業が40.1%と最も多く、次いで「労働力確保のための新規採用の支援」が39.2%であった。（複数回答）

n=367



働き方改革に対応していくために行政に求める支援

<参考>

2019年1月

日本・東京商工会議所「働き方改革関連法への準備状況等に関する調査」集計結果

